



昭和45年11月10日



秋穂町広報

No. 104

人口と世帯数
(11月1日現在)

人口	9522人
男	4529人
女	4993人
世帯数	2368世帯

昭和四十四年度秋穂町一般会計及び特別会計の諸決算を認定

十月定例町議会で、各決算が認定されましたので事業成果のあらましと監査結果を次のとおりお知らせいたします。

成果公表

地方自治法第二百三十三条第四項の規定に基づく昭和四十四年度秋穂町歳入歳出諸決算に係る主要施策の成果

一般会計の部

昭和四十四年度秋穂町一般会計の決算額は、歳入三三六、二二一、〇〇〇円、歳出三〇九、〇六一、〇〇〇円、歳入歳出差引残額二七、一六〇、〇〇〇円でありましてこれを前年度と比較して見ますと、歳入において一六％、歳出において二一％の伸びをいたしております。

これらの伸びは、歳入においては、まず一般財源である地方交付税の二八％、町税の一四％の増収と、建設事業の実施による特定財源である国庫支出金二七％、県支出金一六％の収入増が主となっております。

歳出においては、教育費、土木費の大きな増加が主因でありまして、これは学校

〇 「とじこんで保存しましょう」

建設を初めとして道路、港湾、漁港等公共施設の新規および継続事業の増大実施に伴うものとなっております

歳入歳出予算の執行実績は別表のとおりであります

が、常に町民が豊かな生活をなし得る地域社会を形成することを念頭に、一面町財政の健全化を図りながら自治行政をのみならず多きものとするため諸施策の効果的遂行に努め、幸にも町民の旺盛な活動力を背景に、多大な行政需要と生活をとりにくく願望のいくつかはかなえられ、国民の経済成長と共に町勢もまたその進展を期しているものと確信いたしております。

本決算における主要な施策およびその成果を歳出面から説明いたしますと次のとおりであります。

一、総務部門

本部門における歳出決算額は、五〇、四二六、〇〇〇円であり前年度に比較しますと約

二％の減少をみております

管理経費と人件費が主体でありまして、主施策として現在社会の重要問題である交通事故防止対策の一助として駐車場用地の購入および主要町道に反射鏡、標識を設置し安全施設の拡充を図っております。

文書広報面におきましては町制施行三十年の歩みを町勢要覧として編さんいたしております。財政管理におきましては、次年度計画事業に備え、一千五十万円の積立を行ない行政需要に対処いたしております。

その他部落公民館改修、防犯灯設置に対する援助を実施し地方振興の一助といたしております。

二、民生費部門

本部門における歳出決算額は二四、一四八、〇〇〇円でありまして、主施策といたしましては社会福祉の充実強化に特に意を注ぎ、生活困窮者の救済、児童、母子、老人に対する福祉施策を推

進し、あわせて身障者、遺族、老人クラブ等の団体に對しても指導と援助を行なうと共に民間における推進団体である町社会福祉協議会の活動を容易ならしめるため育成援助を図り、これら諸団体との協調により福祉係の確立と問題点の解決に努めております。

児童福祉面におきましては保育に欠ける幼児、児童の入所措置に万全を期すとともに施設環境の整備を実施しております。

三、衛生費部門

本部門における歳出決算額は、三、七一九、〇〇〇円となっております。

進し、あわせて身障者、遺族、老人クラブ等の団体に對しても指導と援助を行なうと共に民間における推進団体である町社会福祉協議会の活動を容易ならしめるため育成援助を図り、これら諸団体との協調により福祉係の確立と問題点の解決に努めております。

児童福祉面におきましては保育に欠ける幼児、児童の入所措置に万全を期すとともに施設環境の整備を実施しております。

本部門は、豊かな町建設の原动力的重要な部門であります。生産性の向上による所得の拡大を図ることを基盤とした産業活動の合理的かつ近代化に即応した諸施策を関係機関との連絡を密にし実施いたしております。

まず、農業関係では技術普及と経営合理化への指導体制の確立を図るため普及協議会に対する援助措置を講ずるとともに稲作改善事業、集団的生産組織育成事業の新規事業を実施しあわせて野菜指定産地対策事業、土地改良事業等それぞれ近代化に對する諸事業を継続実施、一面各種官農研究

四、農林水産業費部門

本部門における歳出決算額は、五七、六七二、〇〇〇円

歳出総額の一八・六％となっております。

本部門は、豊かな町建設の原动力的重要な部門であります。生産性の向上による所得の拡大を図ることを基盤とした産業活動の合理的かつ近代化に即応した諸施策を関係機関との連絡を密にし実施いたしております。

まず、農業関係では技術普及と経営合理化への指導体制の確立を図るため普及協議会に対する援助措置を講ずるとともに稲作改善事業、集団的生産組織育成事業の新規事業を実施しあわせて野菜指定産地対策事業、土地改良事業等それぞれ近代化に對する諸事業を継続実施、一面各種官農研究

まず、農業関係では技術普及と経営合理化への指導体制の確立を図るため普及協議会に対する援助措置を講ずるとともに稲作改善事業、集団的生産組織育成事業の新規事業を実施しあわせて野菜指定産地対策事業、土地改良事業等それぞれ近代化に對する諸事業を継続実施、一面各種官農研究

まず、農業関係では技術普及と経営合理化への指導体制の確立を図るため普及協議会に対する援助措置を講ずるとともに稲作改善事業、集団的生産組織育成事業の新規事業を実施しあわせて野菜指定産地対策事業、土地改良事業等それぞれ近代化に對する諸事業を継続実施、一面各種官農研究

まず、農業関係では技術普及と経営合理化への指導体制の確立を図るため普及協議会に対する援助措置を講ずるとともに稲作改善事業、集団的生産組織育成事業の新規事業を実施しあわせて野菜指定産地対策事業、土地改良事業等それぞれ近代化に對する諸事業を継続実施、一面各種官農研究

まず、農業関係では技術普及と経営合理化への指導体制の確立を図るため普及協議会に対する援助措置を講ずるとともに稲作改善事業、集団的生産組織育成事業の新規事業を実施しあわせて野菜指定産地対策事業、土地改良事業等それぞれ近代化に對する諸事業を継続実施、一面各種官農研究

まず、農業関係では技術普及と経営合理化への指導体制の確立を図るため普及協議会に対する援助措置を講ずるとともに稲作改善事業、集団的生産組織育成事業の新規事業を実施しあわせて野菜指定産地対策事業、土地改良事業等それぞれ近代化に對する諸事業を継続実施、一面各種官農研究



【写真は玉葱集出荷所】

団体の育成援助を図り七〇年代農業の基礎づくりのため努力いたしております。水産面におきましては、沿岸漁業の生産性を拡大するための改善対策として漁礁設置事業、ならびに近代化融資事業の継続実施あわせて漁港整備、共済制度奨励等の諸事業を行ない漁場生産力の増強と高度経営促進に資しております。また本年はのり養殖に予想外の被害が生じたので、これが救済対策として資金融通措置を講じ再生産体制への一助といたしております。



【写真は並型漁礁事業】

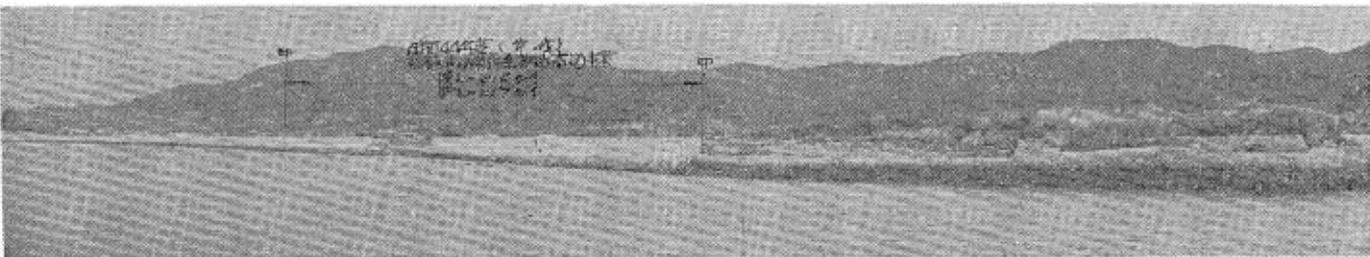
五、商工費部門
本部門における歳出決算額は、二、三五〇千円となっておりまして、中小企業振興施策として商工会に助成措置を実施しその機能強化に努め、金融面においても県信用保障協会に対する出損金を増額し融資の拡大を図り経営合理化の一助としております。

自然に接し、これを楽しみ保養的観光動向に対処し、駐車場、街灯の設置、竹島の環境整備キャンプ村等小規模ながら施設設備の充実に努めております。

六、土木費部門
本部門における歳出決算額は、四二、四二六千円で歳出総額の一三・七%を占めております。地域発展の潜在力を発揚させ、産業の近代化を促進し、住民生活の安定向上にも結びつくきわめて重要な部門でありましてとりわけ道路整備は増加する自動車交通の処理にとどまらず、広域的な経済交流を促進し町発展の役割を果すものでありまして、これが施策に重点をおき毎年実施しているところでありまして、本年もさらに主要町道路線の新設、改良事業を積極的に実施いたしております。

港湾関係においても、秋穂港防波堤の築堤および海岸堤防の補強工事をそれぞれ継続実施し、港湾機能の質的改善に努めております。

七、教育部門
本部門における歳出決算額は、九八、六六〇千円で歳出総額の三一・九%を占めております。人づくりが町勢発展のみならず、国運の進展と民族



【写真は海岸保全整備事業（高潮）】

の繁栄の基盤、原動力となるものでありまして、さきに明治維新百年を教育維新と受けとめ一大躍進の契機としてとらえましたが、経済社会の急速な進展と国際性においてまさに新しい時代を迎えようとする今日、長期展望に立脚した教育の振興を図るべく、学校教育、社会教育、すべての分野にわたって諸施策の推進に努めております。

特に学校教育におきましては教育が人間一生の問題であり、あらゆる場所、あらゆる機会が学習の機会であることにかんがみ青少年活動、成人教育等幅広い社会教育活動を展開推進しますとともに社会教育諸団体の育成指導を積極的に実施しその成果向上を見ております。

保健体育関係につきましては懸案事項であった中学校における給食実施問題の解決と給食事業の合理化のため学校給食センターを建設し、本町における学校給食体制確立の第一歩に資したのであります。

また町民体力づくり運動の推進施策として新たに栄養改善推進委員制度を設け食生活の改善普及体制を樹立するとともにスポーツ振興のため各種体育奨励行事

を展開し多大の成果を収めております。その中で大海小学校は本年県教育委員会より体育指定校として選ばれ体育研究にとりくみその結果文部大臣表彰の栄に浴したことも特筆すべきことであります。

八、災害復旧費部門

本部門における歳出決算額は一、五一五千円でありまして被害個所の早期復旧を図っております。

以上、一般会計における主要施策の説明といたします
「別表」

一般会計における主要成果

一、民生部門

(一)生活困窮者救済
生活保護世帯、延七三四世帯

(二)保育に欠ける幼児・児童措置数、延二、五〇九人
(町立七二〇人、私立一七八九人)

(三)国民年金被保険者数および各種年金受給者
被保険者数三、一九八人
各種年金受給者
福祉年金、老令年金六〇五人
障害年金六五人
母子年金一七人
障害年金四人
遺児年金一人

(四)児童福祉施設環境整備

防護網（フェンス）工事
ごみ焼却炉、国旗掲揚柱

二、衛生部門

(一)各種予防接種実施状況
インフルエンザ五、〇六四人、日本脳炎五、八七三人
ツベルクリン反応
一、八四八人、BCG接
種五四九人、百日せき
ジフテリア混合五一三人
ジフテリア五〇七人、生
ワクチン二七二人

(二)検診および検査
間接撮影三、三〇八人、
精密検査一八八人
成人病
検診一九一人

(三)乳幼児保健相談六二二人
四環境衛生推進組織六地区
五火葬場整備、休憩所、便
所設置

三、農林水産部門
(一)農業関係
(イ)稲作改善特別対策事業
七八四戸

(ロ)集団的生産組織育成対策
事業（玉ねぎ）黒湯北、
中野地区
(ハ)野菜指定産地近代化事業
玉ねぎ集出荷所、鉄骨平
屋建五一六平方メートル

(ニ)近代化融資事業
農舎六件、畜舎四件、け
い舎五件、農産物貯蔵施設
一五件、収穫調整機具
五件、その他五件

(ホ)土地改良事業
単独補助事業、東天田農
道延長二〇〇米、非補助

びを示している程度であります。なお、前年度と同様一般会計に二、〇〇〇千円繰出しを行なっています。国民宿舎も各方面からの活用を得て極めて好調な運営を期しております。

(一)施設整備状況

ペンキ塗装工事、大広間南側日除設置工事、冷蔵施設工事

(二)宿舎利用状況

宿泊者七、六三九人、休憩利用者一六、二二九人、食堂利用者三四、三六六人

三、交通災害共済事業特別会計

昭和四十四年度秋穂町交通災害共済特別会計の決算額は歳入六、二八二千円、歳出三、八五三千元、歳入歳出差引残額二、二八九千円となっております。

なお、一般会計からの繰入金五〇七千円につきましては、前年度再共済会計において多額な見舞金支出にともなう赤字を生じたことにより、赤字誘発町村がこれを補填することになり充当いたしましたものであります

歳出面におきましては交通災害見舞金と再共済掛金であります。本共済事業も第二年度になります。

近の交通状況が反影して加入者については、県下町村中第一位の加入率でありますが、反面事故件数は増加傾向を示し見舞金支出も多額となっており今後共済制度運営の課題となっております。

(一)共済加入者数五、七九八人、加入率五七% (前年四九%)

(二)見舞金支給状況、一等級級(五)二等級(一)三等級(五)四等級(一〇)五等級(一六)六等級(一四)七等級(一八)計六四件、(前年三四件)以上、特別会計における主要施策および成果の説明とします。

監査意見書

地方自治法第二百三十三條第二項の規定により審査に付された昭和四十四年度秋穂町歳入歳出諸決算の審査を執行したので、その結果について意見書を提出する。

記

審査期日 自昭和四十五年九月三日 至昭和四十五年九月十六日

監査委員 山本定市 榎山清作

意見

一、決算計数について 昭和四十四年度一般会計ならびに各特別会計の決算

について、出納および証憑書類を審査した結果、厳正に実施されており計数に相違ないことを確認した。

二、町財政の現況について

(一)一般会計の全般的な財政状況は歳入においては前年度に比較し、四八、二二九千円、一六・八%の伸びを示しており前年度の伸率一五・〇%に比較し、伸率が上まわっている。一方歳出においては、五四、〇八〇千円、二一・二%の伸びを示し歳入に比較し歳出が急速な伸びとなっている。

(二)単年度収支であるが、

実質収支は、四十三年度三三、〇〇一千元、四十四年度は二七、一六〇千円の黒字となっているが四十三年度に比較し四十四年度は減少している関係から五、八四一千元の赤字となっている。これは前年度の投資的経費に比較し、多額の投資を実施された関係、特に秋穂小学校の校舎改築によるものが大きく影響しているが実質的に町の財産が充実していると共に健全財政が堅持されている。

(三)歳入における財源内訳

であるが、特定財源となる国県支出金は、七八、五六三千元、二三・四%分担金、負担金等の特定

財源は八〇、七〇九千円二四・〇%となり、全財源に占める特定財源の割合は四七・四%と前年に比べ減少している。町で大きな比重を占めるのは交付税で前年に比べ、二六、〇二八千円と大きく伸びた事によって一般財源の比重が増加したもので町財政運営の上での国への依存を益々強めつつあることが伺えらるると共に今後の運営について考慮されるよう望みます。

給食センター設置等、町有財産の充実を図られた結果である。

三、歳入

町財政の基幹となる町税の収入は、前年に比べ七、三〇三千元の増加一五%の伸びと順調な伸びを示している。測定面より検討するに前年度の徴収率は九〇・〇%、本年は九〇・五%と前年度を上まわる成果を上げられたことは努力された結果であるが、尚一層努力され、滞納額の減少を図られるように望みます。また一般財源に対する町税の割合は三一・六%で交付税は二六、〇二八千円と前年度の伸率一四、六二八千円を大きく上まわり急速な伸びを示し、一般財源に対する割合は六六・〇%といよいよ比重を増しつつある。また国県支出金および町債の借入額は投資的経費の増加に伴ない前年度に比べ増加している。特に、秋穂小学校改築に伴なう経費増加がこの要因をなしている。

四、歳出

全般的に見たところでは異常なく厳正に処理されている。また、補助事業につ

いて各団体および任意団体についての執行状況を審査したのであるが完全に執行されている。

五、保管物の管理について 現金、有価証券等の管理は良好である。

六、財産の管理について

町有財産のうち、建物、施設等について現地調査をした結果、九号台風により被害を受けている物であるが、これの対策は既に考慮されている状況にあるので早急に修理されるよう望むと共に全般的な維持管理は良好である。土地については別に特記することはない

七、基金の管理について

基金の運用状況は良好である。

八、備品の管理について

管理は良好である。

九、特別会計

国民健康保険特別会計 全般的な事項としては前年度実質収支繰越額三、七〇一千元に対し、本年は三、一四三千元と減少している関係から単年度収支は、五五八千円の赤字であるが経営としては堅実な運営がなされている。黒字となつた要因を検討するに国庫補助金の年度内交付率の増加による歳入増、医療費の当初予想されていた伸率の純化、四十五年二月改正された診療報酬引上げの影響が余りなか

(1) 歳入
 った事によっての支払額の減少等、本年は順調な経過を得たと言えるが、今年度以降での運営は、なお楽観されない現状にあると考えられるので、充分な配慮をお願いする

(1) 歳入
 国保税は、前年度に比較し、二、五〇八千円と伸び、徴収率は前年九〇・一％に対し、本年は、九〇・三％と上昇していることは努力された結果であると認めるが、未収額が前年に比べ増加しているので、より一層徴収に努力されたい。国県支出金は前年に比べ、二、四六三千円の伸びを示しているが、これは医療費の増加に伴うものである。

(2) 歳出
 前年度に比較し、療養給付費が増加しているがこれは受診率の増加および診療報酬等の上昇に伴うものであり、今後も療養給付費の増加は当然予想されるので運営については充分な配慮をされるよう望みます。

(二) 国民宿舎特別会計
 本年は実質収支において、八、五四九千円の黒字、単年度収支において、四、八四〇千円の黒

昭和44年度秋穂町一般会計歳入歳出決算額

歳 入		歳 出	
款	収入済金額	款	支出済金額
町 税	55,994,888	議 会 費	599,777.27
自 動 車 取 得 税	3,049,000	費 務 生 費	50,426,284
地 方 交 付 金	117,710,000	費 務 生 費	24,148,153
交 通 安 全 対 策 金	195,000	生 産 費	3,717,707
特 別 交 付 金	6,493,110	林 業 費	2,085,393
分 担 金	1,579,860	水 産 業 費	57,672,400
使 用 料	56,179,755	農 林 水 産 業 費	2,350,353
国 庫 支 出 金	22,384,055	工 木 防 育 費	42,426,271
国 庫 支 出 金	1,345,552	工 木 防 育 費	1,401,769
国 庫 支 出 金	2,000,000	工 木 防 育 費	98,660,892
国 庫 支 出 金	33,001,201	工 木 防 育 費	1,515,400
国 庫 支 出 金	4,789,487	工 木 防 育 費	18,689,177
国 庫 支 出 金	31,500,000	工 木 防 育 費	0
歳 入 合 計	336,221,908	歳 出 合 計	309,061,526

国民宿舎特別会計歳入歳出決算書

歳 入		歳 出	
款	収入済金額	款	支出済金額
使用料および手数料	33,728,526	休 養 施 設 費	28,546,867
繰 越 金	3,709,29	公 債 費	2,864,226
繰 上 金	84,523,137	繰 出 金	2,000,000
歳 入 合 計	41,960,961	歳 出 合 計	33,411,093

国民健康保健特別会計歳入歳出決算額

歳 入		歳 出	
款	収入済金額	款	支出済金額
国民健康保険税	21,537,450	総 務 費	4,600,342
使用料および手数料	7,870	保 險 給 付 費	48,864,872
国 庫 支 出 金	32,541,705	保 健 施 設 費	1,059,076
国 庫 支 出 金	86,000	保 健 支 出 金	488,259
繰 越 金	3,701,437		
繰 上 金	280,009		
歳 入 合 計	58,156,471	歳 出 合 計	55,012,549

交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		歳 出	
款	収入済金額	款	支出済金額
共 済 会 費 収 入	2,087,280	交 通 災 害 事 業 費	1,674,413
繰 越 交 付 金	2,017,096	再 共 済 掛 金	2,218,816
繰 上 金	1,660,000		
繰 上 金	10,864		
繰 上 金	507,124		
歳 入 合 計	6,282,364	歳 出 合 計	3,893,229

保険料を前納されると 割引きがあります

国民年金の保険料は、昭和四十五年七月から月額四百五十円になりましたが、この保険料の納付は、毎月又は三カ月ごとに国民年金印紙で納めることになっております。これは、国民年金の被保険者があらゆる職業の人にわたっているため、被保険者のだれもがいつでも都合のよいときに納めることができるようにとられた納付方法です。また、さらに納付の手数を省くために将来の保険料を

ある程度まとめて納付できる前納制度も設けられています。この前納制度は、原則として年が単位となっており、前納しようとする保険料に對し年五分五厘の割合で計算した額が割引きされることになっております。例えば、一年分の保険料を毎月納めた場合五千四百円になります。これを前納すれば五千二百七十円になります。また保険料を前納する場合は、国民年金印紙によって納める方法と、現金で納める方法とがあつて、国民年金印紙で納めるときは町役場で、現金で納めるときは町役場に備えつけてある納付書に現金を添え、直接銀行や郵便局に払込むことになりす。

前納制度による納付を希望される方は、割引き額が年を単位に区分されていますので町役場保険年金課(有線二三三三)えおたずね下さい。

(三) 交通災害共済特別会計
 実質収支は、二、三八九千円の黒字、単年度収支は、三七二千円とそれぞれ黒字となっているがこの内容を検討するに、四十四年度、共済会費収

字と大巾な黒字、しかも一般会計に繰出された二、〇〇〇円を加えると実質収支は、一〇、〇〇〇千円を越えていることは運営よろしきを得たものと思ひます。この内容を前年度と比較すると使用料は、五、六〇七千円の増加と約二〇%近くの伸びを示している。今後の運営も堅実に運営されるよう望みます。

入より四十五年度に繰越すべき財源、一、九六一千円を差引くと実質的に会費収入としての額は、一、九〇二千円、交通事業による見舞金は、一、六六五千円を支出し二三百七十円の会費収入だけでの収支は黒字となっているが、これは本年死亡事故が一件もなく年度末に一件発生したが翌年に支払が繰越されたのであるから翌年度での収支は赤字の要因を含んだものとなっているので、運用については充分な配慮をされるよう望みます。

交通巡視員に：黒瀉南の

田中ひろ子さんが合格



(田中昭定氏の長女)

今年八月に道路交通法の一部が改正されて「交通巡視員」の制度ができ、山口県警察でも青年の女子を対象に二十七名の交通巡視員が誕生しましたが、このうちの一人に

秋穂町黒瀉南の
田中ひろ子さん
(二〇才)

がめでたく合格され、十月一日から山口県警察学校に入校しておられます。田中さんは三ヶ月の教養が終れば来春早々には一線の警察署(山口署の予定)え配属されて「交通の守り神」として街頭に出て活躍されるわけです。

田中さんの近況は警察学校にあって他の同僚とともにすこぶる元気に「道路交通法」「憲法」「行政法」「刑事法」などの基礎勉強にげんでおられます。

ブラジルの 永田賢治さんの 近況

黒瀉北区よりブラジルに移住され現在ポルト、エピタシオ日本人会長をされておられる永田さんより送られてきたサンパウロ新聞によるとエピタシオ市を流れているパラナ河の洪水により多くの人達がなくなっているため、パラナ河遭難者の慰霊碑を永田さんが建設委員会の会長となられ日本人会の肝入りで建立され落慶式を兼ねた慰霊祭が盛大に



【感謝状を受ける永田賢治さん】

行われるなど秋穂町からの出身者として、大いに働いておられます。

国民金融公庫から

年末貸付の お知らせ

国民金融公庫山口支店では、中小企業者のかたがたの年末融資申込を取扱っています。

年末には各企業の資金需要期が十一月に殺到する傾向にありますのでなるべく早くお申込み下さい。年内融資を希望される方は事務処理の関係もあります

信用保証協会から

年末融資保証の実施についてお知らせ

信用保証協会では最近の金融情勢にかんがみ中小企業者の年末資金融資の円滑化を図るため、本年度も年末融資保証を左記により実施することといたしましたので御利用下さい。

- 資金使途 年末運転資金
- 保証限度 中小企業信用保証対象中小企業
- 二、三〇〇万円
- 中小企業信用保証非対象中小企業二、〇〇〇万円
- 保証期間 六ヶ月以内
- 保証料率 年一・四〇%以内
- 貸出利率 金融機関所定の利率による。
- 返済条件一括返済又は割賦返済
- 連帯保証人及び担保

ので、申込書を十一月二十日頃までにご提出下さい。

融資限度額 五百万円
資金使途 長期運転資金及び設備資金
短期資金
一企業者で右記三口以内の借入れが出来ます。

貸付利率 年八分二厘
返済方法 月賦返済
なお、詳しいことは町商工会へお問い合わせ下さい。

連帯保証人 原則として二名以上
担保 必要に応じて徴求する。
取扱期間 昭和四十五年十月一日より十二月二十五日まで
なお詳しいことは町商工会へお問い合わせ下さい。

九月一日以降の出産から助産費が一万円に増額

国民健康保険に加入されている方が出産された場合助産費として二万円差しあげておりましたが、このたび国民健康保険条例の改正により九月一日以降の出産から一万円差しあげることになりましたのでお知らせいたします。

善意銀行からの御礼

次の方々から香典返し、或は特別な善意のご寄託を受けました。誠に有難く厚く御礼申し上げます。

- 一金壹万円 (敬称略)
- 一金壹万円 (故タミエ)
- 兵中 松広 嘉男
- 一金五千元 (故ミツ)
- 屋戸 緒方 治郎
- 一金参千元 (故キヨ)
- 加茂 福永 昶
- 一金参千元 (故コオ)
- 大北 中村 豊治
- 一金壹千円 (故伝一)
- 大北 西藤 トキ
- 一金参千元 (故アキ)
- 大北 若村 義昭
- 一金五千元 (故惣吉)
- 兵中 中代 光夫
- 一金壹千円 (故和七)
- 大南 福田 進
- 一金壹千円 (故伝右工門)
- 花北 杉川 芳雄
- 一金貳千円 (故四郎共衛)
- 井南 吉村 久夫 (故義)
- 一金貳千円 吉田 龍二郎 (故幸二)
- 一金貳千円 本町 田中千代子 (キク子)
- 一金壹千五百円 (キク子) 東本町 秋里 芳宏 (故吾一)
- 一金壹千円 兵内 小野 吾良 (故勝広)
- 一金七千元 西青江 安光 (故チカ)
- 一金壹万円 下村 藤岡 泰賢 (故光男)
- 一金壹千円也 小浜 金子 久子 (故光男)
- 一金参百元 拾得謝礼金 中道 国光 陽介
- 一金壹千円 佐々木 実
- 一金貳百元 拾得謝礼金 秋穂小 中元 玲子
- 一金参拾万円 老人クラブ指定 尾道市 小林 和作
- 一金貳百五十参円 店内善意箱より 黒北 田中 忠孝
- 一金五百円 謝礼金を 中野 内田 登
- 一衣類 二十五点 黒南 三好シマエ
- 一風呂釜(中古品一) 日地 西山 徳一
- 一努力奉仕 屋根修理 エレフアントクラブ八名
- 一全前 海岸清掃 SRC 八名

秋穂町産業祭

開催日 十二月五日 土曜日
十二月六日 日曜日

恒例の近郷伝競走をはじめ、各種行事が行なわれますので、御覧下さい。

夫婦で月額二万円

所得比例制に加入しましょう

昨年十二月の国会で国民年金法が改正され、新たに所得比例制ができて、夫婦で受ける年金額が月額二万円になりました。

この夫婦で二万円というのは、夫婦が二十五年間国民年金の保険料を納め、更にそのうちの一人が所得比例制に加入し、所得比例の保険料も二十五年間納めた場合夫婦が受ける老令年金の月額が合わせて二万五千元になるため云われているので、その概要は次のとおりです。

所得比例制
 ◎加入できる人 国民年金に加入している人で、所得があり国民年金の保険料を納めている人。
 また所得がなくても地方税法に定められている事業専従者で国民年金の保険料を納めている人。

◎保険料
 月額三百五十円
 したがって、所得比例制に加入された方は、普通保険料四百五十円とあわせ月々八百円の保険料を納めることになります。

◎老令年金額
 百八十円に、所得比例制の保険料を納付した月数に乗じて得た額が普通

の老令年金額に加算されます。

◎死亡一時金

所得比例保険料を三年以上納めた人が死亡した場合、所得比例保険料を納めた期間について、普通の死亡一時金の額の半額に相当する死亡一時金が加算されます。

◎所得比例制の加入申込

加入の受付は、九月から入希望者は、保険年金課又は大海支所に印章を持って申出て下さい。老後の生活を明るく、豊かなものにするために、この所得比例制に多数の方々が加入されるようおすすすめいたします。尚詳細は保険年金課(有線二三三三)へお問合せ下さい。

例	普通保険料と所得比例保険料ともに25年納めた場合
イ	普通の老令年金額 320円×300月=96,000円 (月額8,000円)
ロ	所得比例の老令年金額 180円×300月=54,000円 (月額4,500円) 計 150,000円 (月額12,500円)

したがって、夫婦で夫が所得比例保険料(25年間納付)を納めている場合の年金額(月額)は次のとおり20,500円になります。

夫	8,000円…普通の老令年金
妻	4,500円…所得比例制老令年金
妻	8,000円…普通の老令年金
計	20,500円

赤い羽根募金 に温い手を



国民総参加のくたすけあ運動がこしも十月一日から十二月三十一日まで全国的に行われます。

秋穂町でも先づ一般戸別募金の方は皆さの絶大なご協力により、目標額を突破する好成績をおさめる事が出来ました。

誠に関係者として感謝しています。

本年度の本町目標額は

十六万六千五百円となっています。昨年度にくらべて二万六千円余の増額となつて居りましたがこの目標額を達成出来たことは皆様の善意にもとづくたくすけあ精神によるものと厚く御礼申し上げます。

引き続き事業団体、法人有志者を対象としての募金(B目標)これは地域に全額還元配分されるもので、本町では部落の遊び場遊具設置に逐次使用されています。できればこの特別寄附を多く御願いしたいと思います。

更に十二月一日からは「歳末たすけあい募金」を行います。これは町内のお気の毒な方達へねたきり老人、重度身心障害者、施設入居者、保護家庭などにおくられるものでもにも婦人会の皆さんによって募金されま

以上募金についてお知らせ致しました。

だれもがひとしく人間として尊重され、生きる喜びに満ち溢れることを願っています。

どうか皆さんの善意とたくすけあいのご精神で共同募金にご協力をお願いします。

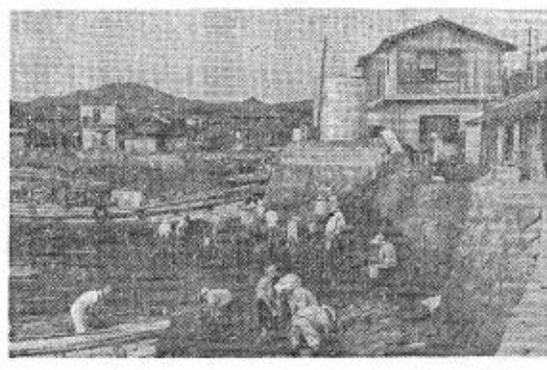
尚本年は十月十四・五日防府で開催された県社会福祉大会において左記の方が共同募金功労者として表彰

きれいな海 しげんを守る

海をきれいにしようと秋穂湾周辺の漁協と関係企業二十余団体により去る七月十七日「秋穂湾水域共栄協議会」が結成されました。

秋穂のすぐれたきれいな海をいつまでも保持して、併せて漁業資源を守るための趣旨を達成するのはただ単に漁業関係者のみの手では困難で全町民の協力あってこそ成果があらがると思えます。過ぐる七月八日漁業関係者六〇余名の方達が総揃いで海岸の清掃作業に汗を流され町民から感謝と感激の拍手を贈られました。

まづ海を美しくするをうけられました。



秋穂町 区 長 会 浜内 吉田典人

南西諸島において抑留された旧軍人等の在職年に対する加算措置について

旧軍人等で昭和二十年九月二日から引続き南西諸島、小笠諸島、硫黄列島、南

鳥島、及び千島列島に於いた者の旧軍人等としての在職年を計算する場合、同日以後本土に帰還するまで在職の期間の一月につき一月の月数が加算されます。

この措置により、その在職年が普通恩給について最短期間が普通恩給に達する方は、保険年金課で請求の手続きをして下さい。尚詳細についても保険年金課にお問合せ下さい。

秋の火災予防運動

全国いっせいに「秋の火災予防運動」が十一月二十六日から一週間行なわれま

す。これからは暖房器具などが多く使用される季節です。そのうえ気象条件も変化しやすく、大火の発生するおそれがあります。山口県下での昨年一カ年間の火災発生件数は八百六十八件ですが、これは九月末までです。七、八、十四件もの火災が発生しています。

しょう。

また、火災の発生に備えて消火用水、消火器の設置など消火の準備や万一のときの避難計画もたてておきましょう。

◎たばこの投げ捨てと寝た

ばこの防止

たばこが原因となった火災が依然として多くなっています。あたりかまわぬ投げ捨てや寝たばこは絶対やめましょう。

◎暖房器具の正しい使い方

ストーブをはじめ、こたつ等の暖房器具はその取扱いを誤ると火災の原因となりやすいので気

豊かな山にしよう

最近の、経済成長の

これを未然に防止するために私どもひとりごとりが次の点に注意しましょう

◎わが家の防火総点検

各家庭では

火災発生のおそれがある危険物品や器具類の総点検を行ない必要な整備を行ないま

最近の木材の需要量は、約九二〇万㎥となっており、国内生産量では、これを十分充つことはできず、約五割の木材輸入により、充足されています。これが三十五年後には、約一億四六〇〇万㎥となり、現在の約一・六倍の木材が必要となります。国内の生産も、次第に伸びてきますが、ともこれに見合う予想はありません。ですから木材に

をつけましょう。

また、家庭で多く使用される石油ストーブは狭い場所やカーテン、ふすま、衣類など燃えやすいものの近くで使用するのはやめましょう。とくに燃焼中に給油したり、移動させることは堅くつしみましょう。



進展に伴い農村には、労働力が非常に不足し、ややもすれば、育林や造林作業が計画的に行なわれなく将来が憂慮されています。造林にあたっては、将来の木材需給にいろいろ不安をおもちの方はないでしょうか。

最近の木材の需要量は、約九二〇万㎥となっており、国内生産量では、これを十分充つことはできず、約五割の木材輸入により、充足されています。これが三十五年後には、約一億四六〇〇万㎥となり、現在の約一・六倍の木材が必要となります。国内の生産も、次第に伸びてきますが、ともこれに見合う予想はありません。ですから木材に

ついては、生産過剰となる心配はなく、今後大いに造林を進め優良材の生産に取りかかるべきです。

次に造林はしたいが、人手がないとか、資金がないとかでお困りの方は、遠慮なく産業課にご相談ください。又造林については、補助制度があります。杉、ひのき、松の一般造林は、施業費の約四割の補助があります。土地の悪い山には、肥料木と松を混植し肥料を施して主林木の松を育てるせき恵林改良は、補助率は六割となっています。この他、きりやくぬぎの造林にも四割～五割の補助が出るようになっていきます。造林の方法については、今まで

三〇年も四〇年もかかっていたものが、肥料を施せば二〇年か三〇年で成林し、あなた方の一生の間に一、二度伐採し収入をあげることもできます。

県も、造林には、大変熱を入れて奨励しており、現地指導については、林業改良指導員が、いつでも相談に応じることになっております。

みなさんも、ご自分の財産を増し将来の豊かな、生活設計のために、この際は非造林されるようおすすめてします。今一度お宅の山で遊んでいる山、造林をしなればならない山はないで

狩猟解禁



十一月一日から明年の二月十五日まで狩猟が解禁されました。

狩猟には、危険防止と鳥獣を保護するためいろいろの制限があります。

(狩獣者)

(一)狩猟講習を受け、狩猟免許を受けている人。
(二)狩猟にあたっては、規則等をよく守り、特に猟銃等を使用する時は、危険

伐採届は 励行しましょう。

森林法の規定で、山林を伐採しようとするときは、伐採の届出をし県知事の許可を受けなければなりません。

森林法が改正されて、手続きなども簡単になりましたので是非励行してください。伐採届は、産業課で取扱っております。

しようか、皆んで良く話し合い、今から造林にとりかかり、みのある山にしましょう。

防止に努めてください。

(狩猟できる鳥獣)

ゴイサギ・キジ・コウライ・キジ・ヤマドリ・ウズラ・エゾライチヨウ・コジユケイ・カモ類(オシドリを除く)・ウミアイサ・カワアイサ・ミコアイサ・ヒシクイ・マガンパン・オオバン・タシギ・ジシギ・ヤマシギ・キジバト・ワタリガラス・ハシブトガラス・ハシボソガラス・ミヤマガラス・スズメ・ニューナイスズメ・クマ・ヒグマ・イノシシ・オスジカ・キツネ・タヌキ・アナグマ・テン・ムササビ・リス・シマリス・タヌキ・リス・オスイタチ

ノウサギ・ノネコ・ノイヌ・ヌートリア以上の鳥獣以外は保護鳥獣ですので、危害を加えたり捕獲することのないよう充分注意し判別しにくい鳥獣は、絶体避けすること。特に白色の鳥やスズメ、ニューナイスズメ以外の小鳥、ワシタカ科やフクロウ科の猛禽も保護鳥です。

(猟法の制限)

次の猟法を用いて捕獲してはいけません。
(一)かすみ網の使用
(二)口径一〇番より大きい銃器の使用
(三)運行中の自動車や航行中の船からの銃器の使用
(四)はご、つりばり、もちなわの使用(四キジ笛の使用(内)わな又は、ライフル銃の使用

(禁猟区)

次の場所では鳥獣を捕獲してはいけません。
鳥獣保護区、休猟区、公道、公園、社寺境内、墓地、日地小浜山一円は、休猟区に指定されています。

- 海をきれいに
- きれいな海こそ
- みんなの資源
- すてるな、ごみと

公德心

秋穂町水域共栄協議会